

特定農地借受申込書

苫小牧市長 様

苫小牧市特定農地貸付規程第6条の規定により、特定農地の借受けを申し込みます。

| | | | | |
|-------------------------|-------------------------|--------------|-------------|---|
| 申 込 者 | 住 所 | 〒 苫小牧市 | | |
| | 氏 名 | フリガナ | | |
| | 団 体 名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 () 才 | | |
| | 電話番号 | 自 宅 | () - | |
| 携 帯 | | - - | | |
| 申込農園 | 苫小牧市 | 農園 | 昨年度 利用区画 | 番 |
| 貸付期間 (借受期間) | 令和8年5月1日 ~ 令和8年11月30日 | | | |
| 使用期間延長 (12月~翌年3月末の間) | 希 望 す る ・ 希 望 し な い | | | |
| 使用期間 (期間延長希望のみ記入) | 令和8年5月1日 ~ 令和 年 月 日 | | | |
| 申込条件 | 裏面、苫小牧市特定農地貸付規程を遵守すること。 | | | |

備考

※団体の場合は、責任者の住所、氏名、生年月日、電話番号をご記入ください。

※施設の見回り等は苫小牧市ふるさと農園条例施行規則で定められた使用期間は

5月1日~11月30日までとなりますのでご了承ください。

※使用期間延長の場合は5月1日~翌年3月31日までの間で希望できます。

苫小牧市特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然とふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に苫小牧市が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、苫小牧市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積は別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、毎年5月から11月末日までとする。ただし、市長が認める場合は貸付期間を別に定めることができる。
- (2) 貸付けに係る使用料は、1区画当たり年間4,000円とする。
- (3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、使用料を指定した日までに支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、「広報とまこまい」等への掲載による一般公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、苫小牧市へ特定農地借受申込書（様式第1号）又は、特定農地長期借受申請書（様式第2号）を提出しなければならないものとする。

2 前項の申込みをすることができる者は、市内に住所を有する者又は市内で活動する法人その他の団体とする。

(選考の方法)

第7条 市長は、第6条の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。

(貸付契約の締結)

第8条 第7条の規定による決定を受けた借受者は、第6条及び第9条の規定をもって貸付契約を締結するものとする。

(貸付の決定)

第9条 市長は、第8条の規定による貸付契約を締結した借受者に、特定農地貸付決定通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第10条 苫小牧市又は指定管理者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第11条 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

2 市長は、貸付契約の解約を行った時は、特定農地貸付解約通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

(貸付農地の返還)

第12条 借受者は、第4条第1項の(1)の規定による貸付期間が終了したとき又は第11条の規定による解約をしたときは、速やかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、農園の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認があった日から施行する。

特定農地借受申込書・添付

※別紙の記入例を参考にしてご記入ください。

氏名 ・ 団体名

| | | |
|---|-------------------|------|
| 利用区分 | 一般 ・ 高齢者 ・ 団体 | |
| 昨年と同じ区画を希望する | 有 ・ 無 | |
| ※昨年、複数区画利用の方で、今年度、抽選等により区画数が減る場合の優先希望区画をご記入下さい。 | 第1希望 | 第2希望 |
| | | |
| 複数の区画を希望する (空き区画が生じた場合) | 有 ・ 無 | |
| 複数の区画を希望する場合の 希望区画数(空き区画が生じた場合) | 2区画 ・ 3区画 ・ 4区画以上 | |

※複数区画をご希望された場合でも、申込者数が多い場合、抽選となりご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

| 本人以外に利用する世帯員氏名 | 続柄 | 年齢 |
|----------------|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |